

## 社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会結婚相談所設置規程

### (目的)

第1条 独身男女の結婚相談に応じ、本人や家族の意向に沿って適切な異性の紹介や結婚に至るまでの助言や支援を行うことを目的として結婚相談所(以下「相談所」という。)を設置する。

### (相談員)

第2条 相談員は民生委員又は、福祉の増進に深い理解と熱意を有し適切な助言や援助を行うことができる者の中から会長が委嘱する。

(1) 結婚相談員 6名以内

### (相談日)

第3条 この相談所は、定例の相談日を設ける。なお、必要に応じて相談日を別途設けることができるものとする。

(1) 結婚相談日は毎月第1、第2、第3日曜日とする。ただし年末年始(12月29日から翌年1月3日)は除く。

### (業務及び守秘義務)

第4条 相談員は懇切丁寧に相談に応じ、本人や家族の状況及び社会環境等を配慮し、相談者の選択に基づいた適切な支援を行う。また相談によって知り得た情報を漏らしてはならない。なお、職務を退いた後も同様とする。

### (他機関との連携)

第5条 相談にあたっては、各種関係機関との連携に務める。

### (研修等)

第6条 相談所の適正な運営を研究協議するため、会議、研修等を行う。

### (報告)

第7条 相談所は、その相談経過を明確に記録し、筑紫野市社会福祉協議会(以下「社協」という。)会長に報告するものとする。

### (任期)

第8条 相談員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により相談員になった者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (広報)

第9条 相談所の場所、時間、内容等を広く地域住民に知らせるため、市広報、社協掲示板、福祉だより等に掲載する。

### (費用弁償)

第10条 相談員が相談業務を担当又は会議等に出席した場合の費用弁償については、社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会役員、評議員及び各種委員の報酬等に関する規程を準用する。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成11年1月14日から施行し、平成10年4月1日より適用する。
- 2 社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会心配ごと相談所設置規程は廃止する。

附 則

- 1 この規程は、平成12年4月1日より施行する。
- 2 増員により、新たに相談員になった者の任期は、既に相談員である者の任期と同じ期間とする。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、議決の日から施行し、平成22年12月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年8月28日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会心配ごと相談所並びに結婚相談所設置規程は廃止する。